

2. 「ガイドライン」策定の趣旨

国際的な潮流も踏まえ、国や大阪府は、人権尊重の社会づくりの取組みを進めているところですが、私たちのまわりでは、今も、女性、子ども、高齢者、障がい者、同和問題、外国人などに関して、差別が問題となる事案が発生しており、一層の取組みが求められています。

こうした中、平成25（2013）年6月に、障がいを理由とする差別の解消を社会において推進するため、「障害者差別解消法¹」が制定され、大阪府においては、障がいを理由とする差別について、府民の皆様に関心と理解を深めるため、平成27（2015）年3月に「大阪府障がい者差別解消ガイドライン」を策定しました。

また、障がい以外の人権課題に係る差別についても、府民の皆様理解を深めていただくことが重要であると考え、障がい者差別の解消に関する動きも踏まえながら、今般、この「差別のない社会づくりのためのガイドライン～すべての人の人権が尊重される社会をめざして～」を策定しました。

ガイドラインの目的 ①

差別の未然防止

事業者の行為によって発生し、裁判所で違法と判断された判例等をわかりやすく示すとともに、その判例から導くことができる「不当な差別的取扱い」を例示することにより、差別解消に関する府民の皆様の理解と、事業者の取組みを促し、差別の未然防止を目指します。

ガイドラインの目的 ②

個別事案の適切な解決

大阪府や市町村の人権相談窓口をはじめとする相談窓口や、裁判外紛争解決機関を紹介することにより、個別事案の適切な解決につながることを目指します。

このガイドラインを活用していただき、差別の解消について、話し合い、考え、理解を深め、差別のない、すべての人の人権が尊重される社会づくりに向けた取組みをさらに進めてください。

¹ 正式名は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」